

再 審 査 申 立 書

中央労働委員会

会長 諏訪 康雄 殿

平成26年 1月 6日

再審査申立人 東京都台東区入谷1丁目9番5号
日本医療労働組合連合会
中央執行委員長 山田 真巳子

同 東京都台東区入谷1丁目9番5号
全国労災病院労働組合
中央執行委員長 横山 智子

再審査被申立人 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
独立行政法人労働者健康福祉機構
理 事 長 武谷 雄二

同 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
国
代表者厚生労働大臣 田村 憲久

1. 初審命令交付日

神奈川県労委平成24年（不）第21号不当労働行為救済申立事件につき、平成25年12月19日命令書が交付されたが、上記命令は一部不服であるから、再審査を申し立てる。

2. 命令の内容

主 文

- 1 被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構は、申立人全国労災病院労働組合との期末・勤勉手当に関する団体交渉において、十分な交渉期間を設けるとともに、必要な資料を提示し、説明を行うなど、誠意を持って対応しなければならない。
- 2 被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構は、本命令受領後、速やかに下記の文書を申立人に手交しなければならない。

文書記

当法人が、平成24年6月期期末・勤勉手当について、貴組合と十分な交渉を行わないまま支給率を決定し、支給を行ったことは、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成 年 月 日

日本医療労働組合連合会

中央執行委員長 山田真巳子

全国労災病院労働組合

中央執行委員長 横山智子

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷雄二

3 その余の申立てを棄却する。

3. 不服の要点

上記命令第3項を取り消し、再審査申立人らの下記各不当労働行為救済命令を求める。

- (1) 再審査被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構は、期末・勤勉手当について、平成24年4月4日付け和解協定書に従って、給与規程どおりに支払う旨の協定を締結しなければならない。
- (2) 再審査被申立人国（厚生労働省）は、再審査申立人らとの期末・勤勉手当要求に関する団体交渉に応じなければならない。
- (3) 再審査被申立人国（厚生労働省）は、再審査被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構と再審査申立人組合らの期末・勤勉手当交渉に介入してはならない。
- (4) 再審査被申立人らは、本命令受領後、速やかに下記の文書を縦1メートル、横1.5メートルの白紙にかい書で明瞭に記載し、これを再審査被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構は本部の正面玄関及び各施設の正面玄関、再審査被申立人厚生労働省は同省正面玄関の見やすい場所に毀損することなく1ヵ月間掲示しなければならない。

記

陳謝文

(イ) 当独立行政法人労働者健康福祉機構は、平成24年度6月期一時金につき職員給与規程に定める額より0.35月分少ない額の支給提案を貴組合に行い、削減理由については厚生労働省労働基準局労災補償部長の要請であるとして団体交渉を一方的に打ち切って職員に支給した行為は、労働組合法第7条2号、3号に該当する不当労働行為でした。

(ロ) 当厚生労働省は、貴組合らからの一時金の団体交渉の申入れに応じず、また基労発0309第1号をもって、被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構に対し「国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する」との閣議決定に沿って適切な対応を図るようにと要請し、もって同機構と貴組合らとの平成24年度6月期一時金交渉に介入した行為は、労働組合法7条2、3号に違反する不当労働行為でした。

よって、ここに貴組合らに対し深く陳謝するとともに、再びこのようなことを行わないことを誓約します。

平成 年 月 日

日本医療労働組合連合会

中央執行委員長 山田真巳子 殿

全国労災病院労働組合

中央執行委員長 横山智子 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷雄二

厚生労働省

代表者 厚生労働大臣 田村憲久

4. 不服の理由

不服の理由については追って主張する。

以上